# 名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業 に係る事後調査計画書(供用開始後)

(土地区画整理事業)

平成 25 年 5 月

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合

第	1	章	Ţ	事業	者	の名	称	•	代	表	者	σ,	) <u>B</u>	€2	名.	及	٢.	<u>۲</u>	È	た	る	事	移	务员	近(	の	所	在	地	Į		•	••	••	• •	•	• •	 •	• •	• •	•		1
第	2	章	3	付象	事	業の	)名	称	及	び	種	羧	ĺ			• •	•	• •	• •			• •	•		• •	••		• •		• •	• •	•		••		•	••	 • •	, .		•		1
第	3	章	3	付象	事	業の	概	要									•						•							• •						•		 •			•		1
	1	:	事	業の	目目	的				• •			•		•		•						•			•						•	•			•		 			•		1
	2	:	事	業の	内约	容		••			• •	• •	•		•	• •	•			••			•			•	•					•	•			•	• •	 	. •		•	4	2
第	4	章	Į	景境	影	響評																																					8
	1		手糸	売き	の;	径緯	į						•		•		•						•			•						•	•			•		 	. <b>.</b>		•		8
	2	İ	調3	查、	予	測、	環	境	保	全	措	·置	汉	<b>2</b> (	バ	評	征	<u>f</u> 0	り村	既	要			•		•		• •				•	•	• •	• •	•	• •	 	•	• •	•	9	9
第	5	章	3	付象	事	業に	.係	る	事	後	調	值	Ē Ø.	) I	頁	目	及	<b>ኔ</b> ፐ	<b>`</b> ``	手	法	班:	<u>.</u> 7	バ	<b>ح</b> ة	調	査	時	期	I、	調	建	ē其	抈閇	訇							1	2

## 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合

代表者の氏名 組合長 山田 都照

主たる事務所の所在地 名古屋市港区川園一丁目17番地

## 第2章 対象事業の名称及び種類

名 称 名古屋都市計画事業 茶屋新田土地区画整理事業

種 類 土地区画整理事業

## 第3章 対象事業の概要

#### 1 事業の目的

茶屋新田地区は、名古屋市の南西部に位置し、農業を中心とした土地利用がされているが、 北側の春田野地区、福田地区の土地区画整理事業等により市街化がされている。南陽大橋が開 通し、広域的な幹線道路の整備も進みつつある。この土地区画整理事業は、これらを活かした 良好な市街地の形成を行うため、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を 図るものである。

また、本地域は上位計画で次のように位置付けされている。

- ①「愛知 2010 計画」では「名古屋市の南西部地域では、都市農業の振興に努めるとともに、水や緑に恵まれた良好なまちづくりをめざす。」と示されている。
- ②「名古屋新世紀計画 2010」では「現在、市街化調整区域となっている市南西部の茶屋新田地区については、周辺の河川などへの影響に配慮し組合施行の土地区画整理事業による市街地の形成をはかります。」と示されている。
- ③「名古屋市都市計画マスタープラン」では「現在、市街化調整区域となっている市南西部の 茶屋新田地区については、周辺の河川などへの影響に配慮し組合施行の土地区画整理事業 による市街地の形成をはかります。」と示されている。

## 2 事業の内容

## (1) 事業の種類

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業

## (2) 事業が実施されるべき区域の位置

都市計画対象事業が実施されるべき区域(以下、「事業実施区域」という)は、名古屋市南西部に位置する水田を主体とする区域であり、概ね、西側は2級河川戸田川、東側は1級河川新川・1級河川庄内川、北側は東海橋線、南側は戸田荒子線で囲まれた市街化区域で、愛知県名古屋市港区大西一丁目、西茶屋二丁目の各全部及び秋葉二丁目、秋葉三丁目、大西二丁目、大西三丁目、川園二丁目、西茶屋一丁目、西茶屋三丁目、東茶屋一丁目、東茶屋一丁目、東茶屋二丁目、東茶屋三丁目、東京

#### (3) 事業の規模

施行区域の面積

147. 5ha

#### (4) 土地の利用計画

#### ア 公共施設の配置

土地利用計画は、図 3.2-2 に示すとおりである。

## (ア) 道路計画

事業実施区域及びその周辺には名古屋環状 2 号線 (国道 302 号)、都市計画道路戸田荒 子線 (市道)、都市計画道路万場藤前線 (市道)があり、これらを基幹として区画道路を 配置する。

また、都市計画道路戸田荒子線(市道)については、幅員28mに拡幅する。

#### (イ) 公園・緑地計画

公園は、事業実施区域の3%以上の面積を確保することとし、誘致距離等を考慮のう え適正配置する。また、緑地については適宜配置する。

公園・緑地の規模は、表 3.2-1 に示すとおりである。

番号 規模 (1)約 1. 1ha 2 約 0.2ha 3 約 0.8ha (4) 約 0.3ha (5) 約 0.8ha 6 約 0.1ha (7)約 3.3ha (8) 約 0.1ha (9) 約 0.1ha

表 3.2-1 公園・緑地の規模

(平成25年3月時点の計画)

注) 公園・緑地の位置は、図 3.2-2 に示すとおりである。

## (ウ) 下水道計画

#### a 雨水排水

雨水は、側溝等により排水し、事業実施区域外へは水路を経由して、東小川へ排出 し、さらに日光川へ排出する。

また、雨水の流出増に対応するため、各流域毎の面積 1 ha あたり 700 m³ の容量の調整池を設置する。

## b 汚水排水

汚水は、下水道を整備し、打出終末処理場において処理する。

## イ 宅地の利用計画

住居系を主体とし、ゆとりある良好な居住環境を備えた住宅地の用途とする。

幹線道路の沿道には、沿道サービス機能及び商業機能を主とした沿道型商業施設の用途 を配置する。

土地の利用目的ごとの概ねの面積は、表3.2-2に示すとおりである。

面積 割合 土地の区分 (%) (ha) 道路 27.4 18.6 公園·緑地 6.6 4.5 水路 0.3 0.2 調整池 3.7 2.5 宅地 74.2 109.4 計 147.5 100.0

表 3.2-2 土地の利用計画

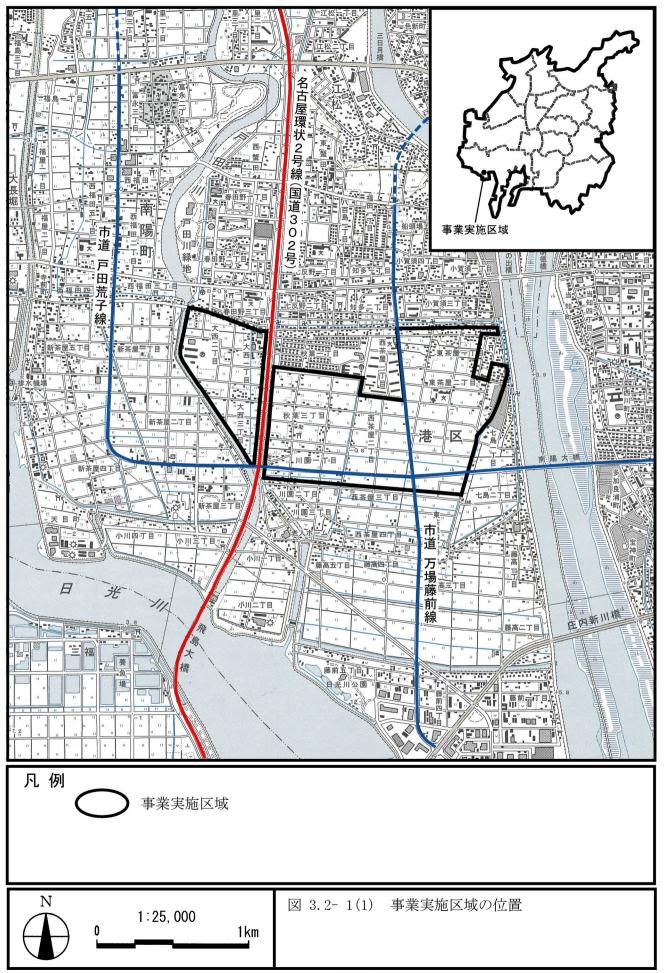
(平成25年3月時点の計画)

注1) 宅地には、その他の公益的施設として斎場用地及 び関連整備用地を含む。

注2) 面積の合計は四捨五入の関係のため合致しない。

#### ウ その他の公益的施設の計画

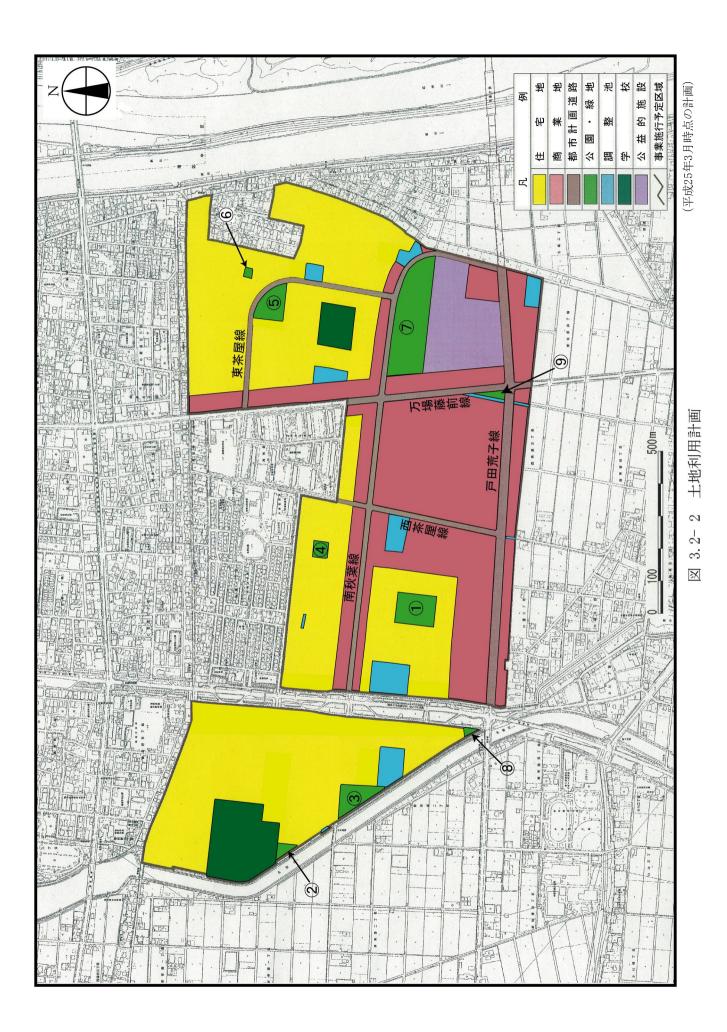
公益的施設は斎場施設等を想定し、施行区域面積 147.5ha のうち斎場用地面積が約 5.1ha、 関連整備用地面積が約 1.2ha である。



国土地理院発行の地形図(蟹江 平成16年12月発行)を使用



図 3.2-1(2) 事業実施区域の位置



- 6 -

## (5) 工事計画の概要

工事期間は10年間であり、工事は地権者等と調整しながら進めており、工事内容は整地工、 水路築造工、道路築造工等である。

整地工は、既設道路の高さを基本に、地区外から約930,000m³の土砂を搬入する盛土工を 主体とし、搬入する土砂については土壌汚染に係る安全性が確保された土を使用している。

また、調整池や水路等の整備にあたっては掘削工事を行い、掘削工事により発生する土砂は約 $76,000 \,\mathrm{m}^3$ であり盛土材として再利用している。

工事用車両の主な運行ルートは、名古屋環状 2 号線 (国道 302 号)、東海橋線及び戸田荒子線である。

工事工程の概要は、表 3.2-3 に示すとおりである。

工事時期 1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目 9年目 10年目 H22 年度 H20 H21 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 準備工 整地工 水路築造工 道路築造工 埋設管工 調整池築造工 公園等整備工事 建物移築 斎場建設工事

表 3.2-3 工事工程の概要

(平成25年3月時点の工事実施状況と計画)

注)整地工には仮設沈砂池の築造を含む。

# 第4章 環境影響評価の概要

# 1 手続きの経緯

事後調査結果報告書(工事中)の届け出までの経緯は、表 4.1-1 に示すとおりである。

表 4.1-1 環境影響評価手続きの経緯

提 出 日   平成14年11月11日   平成14年12月11日   東境影響評価方法書   接電	事	項		内 容 等
環境影響評価方法書   振覧		提	出目	平成 14 年 11 月 11 日
機覧者数   24名   平成18年5月15日   平成18年5月16日から平成18年6月16日   接続整響評価準備書   機能置者数   24名   平成18年5月16日から平成18年6月16日   接続業事評価室   提出   平成18年5月16日から平成18年6月16日   接続業事評価室   提出   中元成18年5月20日   接続業事評価室   提出   申 中成18年5月20日   接続業事評価室   提出   申 中成18年5月16日から平成18年6月30日   上 中 数   122名   日本			期間	平成 14年 11月 12日から平成 14年 12月 11日
操覧者数   24名   243   2	環境影響評価方法書	<del>從</del> 警	担 示	名古屋市都市計画課・港区南陽支所及び名古屋
提出日   平成18年5月15日   平成18年6月16日   日本版18年6月16日   日本版18年5月16日から平成18年6月16日   日本成18年5月16日から平成18年6月16日   日本成18年5月16日から平成18年6月16日   日本成18年5月16日から平成18年6月16日   日本成18年5月16日から平成20名古屋市環境影響評価室   一級		<b>ルド見</b>	,,,,	市環境影響評価室・16 区役所
環境影響評価準備書 機覧 期 間 平成 18 年 5 月 16 目から平成 18 年 6 月 16 目				
環境影響評価準備書 接覧 場所 名古屋市都市計画課・港区南陽支所及び名古屋市環境影響評価室 経覧者数 24名 明催日 平成18年5月20日 場所 名古屋市南陽東中学校体育館 参加者数 122名 現境影響評価準備書 に対する市民等の意見書 提出 出 田 平成18年5月16日から平成18年6月30日 現策と影響評価準備書 についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解 期間 平成18年7月25日 報覧者数 5名 期曜 日 平成18年9月9日 報覧者数 5名 開曜 日 平成18年9月9日 報覧者数 5名 規 出 日 平成18年9月9日 第一時地区会館 传 著 者 数 15名 提出 日 平成19年8月21日 中成19年8月21日 中成19年8月20日 名古屋市都市計画課・港区南陽支所及び名古屋市環境影響評価室 振覧者数 12名 東改20年8月10日から平成20年9月24日 報覧者数 12名 東改20年9月10日から平成20年9月24日 本で成20年9月10日から平成20年9月24日 本で成20年9月10日から平成20年9月24日 本で成25年1月28日 東で成25年1月28日 東で成25年1月28日 東で成25年1月28日 東で成25年1月28日 東で成25年2月19日 本行屋市役所、16区役所、港区南陽支所、環境学習センター		提		
環境影響評価準備書 に対する市民等の意見書 に対する市民等の意見書 に対する市民等の意見書 提出 中数 1 中 平成 18 年 5 月 16 日から平成 18 年 6 月 30 日			期間	
縦覧名数   24名	理控影郷並伍淮供書	縦覧	場所	
説明会   場 所 名古屋市南陽東中学校体育館   参加者数   122名   現境影響評価準備書に対する市民等の意見書   提出 期間   平成 18年5月16日から平成18年6月30日   現境影響評価準備書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解   期 間 平成18年8月1日から平成18年8月15日   場 所 名古屋市役所、16区役所、港区南陽支所   経覧者数   5名	現現影響計価毕備書 		縦覧者数	24名
零加者数       122名         環境影響評価準備書に対する市民等の意見書       提出件数       1件         環境影響評価準備書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解       規則問案者数       1 日本 (16 区役所、港区南陽支所)         投機       期間 (15 名)       平成 18 年 8 月 1 日から平成 18 年 8 月 15 日         投機       期間 (15 名)       平成 18 年 9 月 9 日         投機       出日 (15 名)       平成 19 年 8 月 21 日         環境影響評価書       規則 (15 名)       期間 (16 区役所、港区南陽支所及び名古屋市環境影響評価室)         環境影響評価書       規覧者数 (12名         事後調査計画書(工事中)       規則 (16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター)         機覧者数 (15 名)       2名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター         機覧者数 (15 名)       2名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター         機覧者数 (15 名)       2名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター         事後調査結果報告書(工事中)       規 間 平成 25 年 2 月 5 日から平成 25 年 2 月 19 日         場別 間 平成 25 年 2 月 5 日から平成 25 年 2 月 19 日         場別 間 平成 25 年 2 月 5 日から平成 25 年 2 月 19 日         場別 間 平成 25 年 2 月 5 日から平成 25 年 2 月 19 日         場別 間 平成 25 年 2 月 5 日から平成 25 年 2 月 19 日         場別 間 平成 25 年 2 月 5 日から平成 25 年 2 月 19 日         場別 間 平成 25 年 2 月 5 日から平成 25 年 2 月 19 日         場別 間 平成 25 年 2 月 5 日から平成 25 年 2 月 19 日         場別 間 平成 25 年 2 月 28 日         財産 日本			開催日	平成 18 年 5 月 20 日
環境影響評価準備書に対する市民等の意見書 提出 中数 1件 現出 下成 18年5月16日から平成18年6月30日 提出 中数 1件 環境影響評価準備書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解 類 間 平成 18年8月1日から平成18年8月15日 場所 名古屋市役所、16区役所、港区南陽支所経験者数 5名		説明会	場所	名古屋市南陽東中学校体育館
提出 件数			参加者数	122名
環境影響評価準備書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解    大田		提上	出期 間	平成 18 年 5 月 16 日から平成 18 年 6 月 30 日
大田	見書	提出	出件数	1 件
大学の	環境影響評価準備書	提	出日	平成 18 年 7 月 25 日
## おおおおおおおおおいます   接覧			期間	平成 18 年 8 月 1 日から平成 18 年 8 月 15 日
操覧者数 5名	_ ,	縦覧	場 所	名古屋市役所 16 区役所 港区南陽支所
公聴会     開催日     平成18年9月9日       場所     所屬地区会館       環境影響評価書     規則 間 平成19年8月21日       事後調査計画書(工事中)     規則 間 平成19年8月21日から平成19年9月20日       素機覧者数 12名       事後調査結果報告書(工事中)     規則 間 平成20年8月28日       事後調査結果報告書(工事中)     提出日 平成25年1月28日       事後調査結果報告書(工事中)     提出日 平成25年2月5日から平成25年2月19日       本機覧者数 2名     提出日 平成25年2月5日から平成25年2月19日       本機覧者数 2名     提出日 平成25年2月5日から平成25年2月19日       本のよこを主見の方では、25年2月19日       本のよこを主見の方では、25年2月19日       本のよこを主見の方では、25年2月19日       本のよこを主見の方では、25年2月19日       本のよこを主見の方では、25年2月19日		,,,,,	// //	
公聴会場所南陽地区会館環境影響評価書規 出 日平成 19 年 8 月 21 日事後調査計画書 (工事中)規 出 日平成 19 年 8 月 21 日から平成 19 年 9 月 20 日表古屋市都市計画課・港区南陽支所及び名古屋市環境影響評価室総覧者数 12 名事後調査計画書 (工事中)規 出 日平成 20 年 8 月 28 日期 間 平成 20 年 9 月 10 日から平成 20 年 9 月 24 日場 所 岩下 (工事中)場 所 名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター経覧者数 2名期 間 平成 25 年 2 月 5 日から平成 25 年 2 月 19 日場 所 名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター	7L/14	盟	l .	
携境影響評価書	<b>公聴</b> 会		**	
環境影響評価書提出日平成19年8月21日環境影響評価書期間平成19年8月21日から平成19年9月20日場所名古屋市都市計画課・港区南陽支所及び名古屋市環境影響評価室経覧者数12名期間平成20年8月28日期間平成20年9月10日から平成20年9月24日場所名古屋市役所、16区役所、港区南陽支所、環境学習センター経覧者数2名提出日平成25年1月28日事後調査結果報告書(工事中)期間平成25年2月5日から平成25年2月19日経覧場所名古屋市役所、16区役所、港区南陽支所、環境学習センター	17 nu 1	-,,-		
環境影響評価書期間平成 19 年 8 月 21 日から平成 19 年 9 月 20 日名古屋市都市計画課・港区南陽支所及び名古屋市環境影響評価室縦覧者数12 名事後調査計画書(工事中)規出日平成 20 年 8 月 28 日機覧者数期間平成 20 年 9 月 10 日から平成 20 年 9 月 24 日場所名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター縦覧者数2 名提出日平成 25 年 1 月 28 日事後調査結果報告書(工事中)期間平成 25 年 2 月 5 日から平成 25 年 2 月 19 日場所名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター				
環境影響評価書縦覧場方名古屋市都市計画課・港区南陽支所及び名古屋市環境影響評価室縦覧者数12名事後調査計画書 (工事中)規出日平成 20 年 8 月 28 日期間平成 20 年 9 月 10 日から平成 20 年 9 月 24 日場所名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター縦覧者数2名提出日平成 25 年 1 月 28 日事後調査結果報告書 (工事中)期間平成 25 年 2 月 5 日から平成 25 年 2 月 19 日場所名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター		**		
兼後調査計画書 (工事中)ボ覧者数 12名規 間 平成20年8月28日期 間 平成20年9月10日から平成20年9月24日場 所 2名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター縦覧者数 2名提 出 日 平成25年1月28日事後調査結果報告書 (工事中)期 間 平成25年2月5日から平成25年2月19日場 所 名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター	環境影響評価書	縦覧	場所	
事後調査計画書 (工事中)提出日平成20年8月28日 平成20年9月10日から平成20年9月24日 名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター 縦覧者数 2名事後調査結果報告書 			上 縦覧者数	
事後調査計画書 (工事中)期間平成 20 年 9 月 10 日から平成 20 年 9 月 24 日 名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター 縦覧者数 2名事後調査結果報告書 		提		
事後調査計画書 (工事中)機覧名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター 縦覧者数名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター事後調査結果報告書 (工事中)提出日 期間 平成25年2月5日から平成25年2月19日 名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター		1/2		
兼後調査結果報告書 (工事中)縦覧者数 2名 平成25年1月28日 平成25年2月5日から平成25年2月19日 名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター		縦覧		名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環
事後調査結果報告書 (工事中)提出日平成25年1月28日期間平成25年2月5日から平成25年2月19日場所名古屋市役所、16区役所、港区南陽支所、環境学習センター			<b>縦管</b> 考数	
事後調査結果報告書 (工事中)期間平成 25 年 2 月 5 日から平成 25 年 2 月 19 日場所名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター		提		·
事後調査結果報告書 (工事中) 縦覧 場 所 名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環境学習センター		1/2		
		縦覧		名古屋市役所、16 区役所、港区南陽支所、環
			<b>縦覧者数</b>	

# 2 調査、予測、環境保全措置及び評価の概要

本事業の実施により、影響を受けると想定された植物についての調査、予測、環境保全措置 及び評価の概要は以下に示すとおりであり、「名古屋都市計画事業 茶屋新田土地区画整理事業 環境影響評価書」(平成19年8月 名古屋市)からの抜粋(p534~p535)である。

環境要素	調査結果	予測結果
植物	・確認種 現地調査の結果は以下に示すとおりである。      植物相 シダ植物 6科7種     種子植物 78科365種     植物群落 水田雑草群落、路傍・空地草本群落、低層湿原植生、植栽樹群、ケヤキークロガネモチ林等      ・重要な種     重要な種は以下に示す4種である。 コギシギシ コイヌガラシ クサレダマ カワヂシャ      カワヂシャ	(1)雨水の排水 アオウキクサ、ウキクサ、コカナダモ、ホソバミズヒキモ、エビモ、ヨシ、オモダカの 7種の生育が確認された。このうち、雨水排水の排水先である事業実施区域のヨシ、れの非水生育が確認された種は、ヨシ、オれらの種は、多様な水域に極めて普通に生育し、汚濁に事の実施に伴う雨水の排水においる。 (2)敷地の存在(土地の改変)コイヌガラシ、カワヂシャについては、対象事業とになるが、事業とにないのでは、対するにより生育地のはかいと予測される。 (2)敷地の存在(土地の改変)コイヌガラシ、カリヂシャについが消失することが。事業とにより生育地のは対いては、対象事業とになるが、事業とになら、地域と予測される。コギシギシの主要な生育地は事等な規事であり、周辺部には回じたがが、対象事とにより、地域個体群の存続に影響を及ぼすとが予測される。クサレダマの生育地は造成計画地外に位置するため、改変による直接的影響はでいるため、改変による直接的影響はでいるため、正事施エヤードの設置による影響が予測される。

環境保全措置	評価結果	事後調査
工事の実施に伴う雨水の排水による重要な種の生育への影響は極めて小さいと 予測されるため、環境保全措置は講じない ものとする。	事業実施区域周辺の主要な種(ヨシ、アオウキクサ、ウキクサ)については、仮設の沈砂池を適切に配置する、造成工事を順次行い裸地面積をできるだけ小さくすること等、濁水の発生の低減、濁水の流出面積の減少に配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。	なし
重要な種については、以下に示す環境保全措置を講じるものとする。  <コギシギシ> ・事業実施区域外に残存するコギシギシから種子を採取して、生育地周辺の同様な水田環境に播種する。 ・事業実施区域内のコギシギシから種子を採取した公園の緑地内に湿潤な草地環境を確保し、播種する。 <クサレダマ> ・生育地の損傷を防ぐため、資材置場の位置、工事資機材の運搬経路に十分配慮し、生育地への立ち入りを行わないようにする。 ・事業実施区域から生育地への粉じん飛散の防止策を講じる。 <コイヌガラシ、カワヂシャ> ・事業実施区域から生育地への粉じん飛散の防止策を講じる。 <コイヌガラシ、カワヂシャ> ・事業実施区域から生育地への粉じん飛散の防止策を講じる。 くコイヌガラシ、カワヂシャトカワヂシャから種子を採取し、自然環境に配慮した公園の緑地内に湿潤な草地環境を確保し、播種する。	重要な種(コギシギシ、クサレダマ、コイヌガラシ、カワヂシャ)への影響は、コギシギシについては事業実施区域外ににおける生育地の拡大及び事業実施区域内ににおける生育地の創出、クサレダマにつガラシャについては事業を通り、その他の公共空地内にはとおりで公園、緑地、その他の公共空地内における生育地への影響の最小化、コイヌガラウスは、カワヂシャについては事業実施区域内における生育地の創出による環境保全間とおける生育地の創出による環境保全で表しておけるとにより、事業者の実行できる限り低減されるのと判断する。	い後る・生境・現体・春・3が定まって調。 調育の調地の調季調年、着でって調。 調育の調地の調季調年、着でいた。を 項況況方査認時 期目定確時が以実 目、 法に 期 間処し認期とたさい 生 よよ とたさ は とたさ が でんさい か でんしょう は しん は か にの を でん は しん は か にの も でん は しん は か にの も でん は い にの も でん は い にの は い に は い に か に は い に は は い に は に は

## 第5章 対象事業に係る事後調査の項目及び手法並びに調査時期、調査期間

本事業の実施に伴い環境影響評価を行った環境要素に及ぼす影響の程度を把握するとともに、予測、評価及び環境保全措置の妥当性を検証することを目的として実施するものである。

本事業の実施により、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地盤、動物、生態系、景観、人と 自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等の 11 項目については、環境影響の程度は小さいと判 断されたことから、事後調査は実施しない。

植物については、環境保全措置の実施により環境影響を低減できるものと考えられるが、その効果に不確実性があることから、事後調査の対象とした。

なお、事後調査結果が環境影響評価の結果と著しく異なる場合は、その原因を調査し、本事業の実施に起因することが判明した場合には、必要な環境保全措置について検討するとともに、必要に応じて追加的に調査を行うものとする。

事後調査の項目及び手法並びに調査時期、調査期間等は、表 5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1 事後調査の項目及び手法並びに調査時期、調査期間等

	事ழ <u>侧直の沒自及</u> 0.子伝亚0.1C侧直时别、侧直别间中
調査対象項目	植物:コギシギシ
調査理由	コギシギシの生育については、科学的知見が不足しており、不確実性が大きいと考えられることから、播種後における生育状況を確認するため。
調査方法	調査項目:生育状況、生育環境の状況 調査方法:現地調査による個体の確認
調査時期・期間	調査時期:春季 調査期間:公園へ播種した年から概ね3年間を目途とするが、安定した種 の定着が確認されるまでの時期とする。
調査地域及び調査地点	調査地域:公園整備区域 調査地点:播種地点(図3.2-2に示す⑦の公園・緑地)
環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針	予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合には、必要に応じて専門家 の指導・助言を得て、適切な措置を講ずる。
調査の結果の公表方法	名古屋市環境影響評価条例に基づき実施する。
実施主体	「名古屋市茶屋新田土地区画整理組合」が実施するが、事業完了とともに 同組合は解散することから、事業完了後も事後調査を行う必要がある場合 は、関係行政機関である名古屋市が実施する。